

2006 年 11 月 2 日 教育基本法・特別委員会傍聴記

質問者：民主（松本委員、岩國委員）

1 未履修問題について

- ・ 委員会冒頭、伊吹文科大臣より未履修 70 時間までは 2／3 履修していれば切り集と対処し、70 時間以上の未履修がある場合はレポートの提出や授業を免除して対処、具体的な免除基準は後日決定すると処理方針が述べられた。
- ・ 松本委員は、「特別委員会に取り上げることを否定するわけではないが、未履修の問題は文科委員会で議論すべき」としていた。

★しかし、現在の教育現場の抱える問題の原因がどこにあるかという議論は教育基本法「改正」の立法事実そのものの議論であり、「改正」審議の前提のほずではないか。

2 教育制度改革について

(1) 市場原理の導入について

- ・ 伊吹文科大臣「本来は教育の場に自由競争原理というものをあまり持ち込まない方がいい」
- ・ 塩崎官房長官「教員の評価をどうするのか、学校の評価をどうするのか、教師の質なども良くしていくときに競争原理というものを導入してはどうかという意見が出ている。幅広く教育再生会議で議論していこうということ」

(2) 教育委員会制度について

- ・ 伊吹文科大臣「民主党の出している、教育権を自治体の長に移して各学校を理事会に運営させていくというのは反対」
- ・ 塩崎官房長官「教育委員会の問題は教育再生会議で議論になると思っている。必要なものは中教審に諮って文科省で対応していく。」
- ・ 岩國委員「教育については地方分権は慎重であるべき、今現在選ばれてい

る知事さん、市長さん、私も経験がありますが、本当に教育を任せられる人がどれだけいるかという実情を考えれば慎重であるべき。」

★ 政府は、具体的な問題や制度については、「再生会議による今後の議論」に逃げ込んでいて、全く議論が深まらない。

今回の教育基本法「改正」が、教育現場が抱える問題についての原因の探求があつて、その上で必要性あつて「改正」が提起されたのではなく、政治的な目的から「改正」ありきで出てきたものであることを示している。

岩國委員は自身の「経験」から自治体首長に教育権を担わせることに慎重であるべきと述べていたが、知事の経験からもっと具体的に不都合性を指摘できたはずだが、そうならなかったのが残念。

(文責 弁護士 小林 善亮)